

学校・幼稚園の管理業務について

業務の効率化・参入障壁の撤廃に取り組むとともに、適切な競争が行われる環境を整えるべきです。

■効率的な業務のあり方の検討を！

教育委員会は小・中・高・養護学校、幼稚園の「夜間の機械警備・巡回業務」「昼間の校門警備・日直業務」「学校・園施設の清掃」等、多くの業務を外部に委託しています。その内容を精査したところ、

①夜間巡回業務にかかる時間は「移動時間を含めて、小学校・養護学校一校あたり、おおむね20分」等、きわめて短く設定されている。侵入等不法行為の発見・防止を目的としているにも関わらず、実際に各学校・園に滞在している時間が、ごく僅かであることから、業務自体の必要性を疑わざるを得ない。

②「校長室・職員室・事務室・用務員室・職員用便所・玄関等の清掃」「水道メーターの検針業務」が外部に委託されている。しかしながら、これらは本来、用務員が行うべき業務である。

③公立幼稚園の清掃業務が外部に委託され、長期休暇時も含めて、平日は毎日、受託事業者が園内を清掃している。しかしながら、これらは本来、園職員が行うべき業務である。

等、「誰が、その業務を行うべきなのか？」という点も含めて、効率的な業務のあり方を検討すべき内容が複数存在することが明らかになりました。これらの業務について、市は、

①'2011年度から試行的な廃止に取り組むとともに、2012年度からの廃止も含め、検討する。

②'委託業務の内容を見直すとともに、用務員業務のあり方について検討する。

③'廃止に向けて検討する。

ことを約束しました。

■参入障壁をなくすべきです！

また、警備対象施設に機械式警報装置を設置し、侵入・盗難・事故等に備える「機械警備業務」には、既存事業者が有利となりうる参入障壁が存在します。具体的には、

④「警報装置を請負人の費用負担で設置」することを義務付けた上で、契約期間を一年間としているが、一年間で警報装置の費用を償却することは困難。従って、一度落札した業者は次回以降、圧倒的に有利になる(※)。

※芦屋市・川西市・宝塚市等では、こうした点を考慮し、複数年契約としている。

⑤西宮市内に警備センターを設置することを義務付けているが、警備業法は「盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に」現地に到着できること以外、求めていない。

⑥高等学校の機械警備についてのみ、他の学校・園とは大きく異なる、極端に詳細な仕様が定められている。

という点が挙げられます。指摘に対して、市は、

④'複数年契約について研究していく。

⑤'⑥'2011年度の契約から見直す。

ことを約束しました。

■委託費用削減への取り組みを！

一般的に「落札率(※)が95%を超えると、談合が行われている疑いが非常に強い」と言われる中、学校・園の施設管理業務の落札率は過去3年間の平均が99.96%と、きわめて高くなっています。しかも契約金額は約2.8億円/年と大きく、記録が残っている過去10年間、連続して同一企業が受託しています(表①参照)。不要な委託業務の廃止・必要な業務の効率化に努めるとともに、適正な競争が行われる環境を整えることで、委託費用の削減を図るべきです。※市が業務を発注する際の予想価格に対する、実際の落札価格の割合を表す指標。

【表①】過去の契約実績

年度	契約金額	落札率	契約業者
2010	2億8056万円	99.99%	A社
2009	2億8340万円	99.97%	A社
2008	2億8455万円	99.91%	A社

本庁舎等・10施設の管理業務について

不要な委託業務は早急に廃止するべきです。また、必要な業務の効率化にも取り組むべきです。

■こんなにある不要業務

市は、本庁舎等10施設の「給湯・ティーサービス」「清掃」「宿日直」「来庁者案内」「機械・設備保守」業務を一括して外部事業者へ委託しています。ところが、その内容を精査したところ、以下の問題点が明らかになりました。

①本庁舎の各フロアに2台ずつ等、計26台もの給茶機を設置し、給茶機周辺の清掃・茶葉の入替等を委託している。

②給湯室に設置された給湯器・給茶器から熱湯が出るにも関わらず、給湯室に最大1フロア18本・計78本ものポットを置き、清掃・給湯を委託している。

③環境衛生課・(旧)車両課庁舎に「市職員の指示により随時湯茶を接待する」業務が存在する。

④環境衛生課・(旧)車両課庁舎において、1階・2階の両方に風呂場を設置し、風呂の清掃・浴室への給湯・湯加減チェックを委託している。

これらの問題点について市は、それぞれ、

①'他市の状況等も参考に、給茶機の意義・必要性や設置台数について検討する(※)。

※近隣9市のうち、西宮市以外で給茶機を設置しているのは芦屋市のみ。

②'③'平成23年度から廃止する。

④'平成23年度から風呂場を一つにまとめて使用する。

ことを約束しました。

■「必要な業務の効率化」も重要です！

不要な業務の廃止も重要ですが、**必要な業務であっても効率化に取り組まなければなりません。**

環境衛生課・(旧)車両課庁舎では、閉庁時間中に宿日直員が常駐していますが、機械警備を利用することで委託費用を大幅に節減できます。市は、私が指摘した内容を認め、機械警備の導入等、宿日直業務の効率化に取り組むことを約束しました。

給与制度の見直しについて

「遅くとも2011年度に！」という約束は、どうなってしまうのでしょうか？

■一刻も早い、制度の見直しを！

本市の給与制度は、

○職種・職務を考慮することなく、一律の給料表に基づいて基本給が決定される

○本市独特の基準に則って支給される住居手当・扶養手当等、手厚すぎる手当制度が存在するといった多くの課題を抱えています。継続した取り組みの結果、私は2009年6月議会において、「給与制度全般に関する見直しについて、遅くとも2011年度に実施できるよう、関係職員団体と協議を進めていきたい」という答弁を得ました。

ところが、その後、市は

○通勤手当調査の実施と、その後の対応

○住居手当見直しに向けた、労働組合との協議に多くの時間・労力を費やし、新給料表の作成・手当全体の見直し・関係職員団体との協議等、給与制度全般の見直しに必要な対応は大幅に遅れています。到底、2011年度からの実施を楽観視できる状況にはありません。しかしながら、**一部の手当の見直しに時間を要したために、給与制度全体の見直しが遅れたのでは本末転倒です。**市は「遅くとも2011年度に」という約束を守るため、給与制度全般の見直しに向けた取り組みを加速するべきです。